

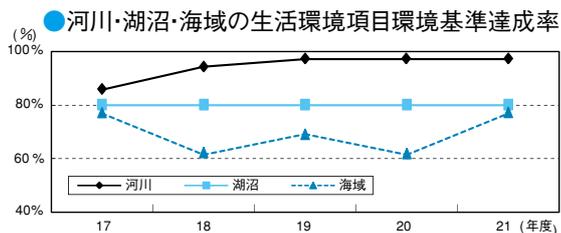


水環境の現況

河川、湖沼、海域などの水質汚濁の原因は、工場・事業場からの排水や家庭等からの生活排水など人の活動に伴うもののほか、火山など自然的要因による影響もあり、多岐にわたっています。水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量（BOD^{*1}）又は化学的酸素要求量（COD^{*1}）の環境基準の達成率は、下水道など生活排水処理施設の整備により長期的には改善傾向にあります。100%達成には至っていません。

県では、53水域、148地点で河川、湖沼、海域の水質を測定しています。平成21年度の調査において、カドミウムなどの健康項目^{*2}の環境基準の達成率は98.6%となっており、また、生活環境項目^{*3}のBOD又はCODの環境基準の達成率は河川97.1%、湖沼80%、海域76.9%でした。

東京湾では、赤潮^{*4}の原因となる窒素及び磷の測定も行っており（4水域、22地点）、平成21年度の環境基準の達成率は、窒素は100%、磷は75%でした。



※1 BOD、COD

BODは、川の汚れを示す代表的な指標です。CODは湖、海の汚れを示す代表的な指標です。数値が大きいくほど汚れていることを示します。

※2 健康項目

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目。

※3 生活環境項目

生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目。

※4 赤潮

海中のプランクトンが大量に増殖し、水が赤褐色などの色になる現象をいいます。

水質汚濁防止法に基づく規制・指導

県では、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場から河川、湖沼、海域などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止しています。また、カドミウム、シアンなどの有害物質あるいはBOD、COD等の有機汚濁物質などを含む汚水又は廃液を排出する施設を設置する工場・事業場（特定事業場）の事業者のうち、公共用水域に水を排出する事業者に対して、特定施設の設置届出を義務付けています。特定事業場に対しては、立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等について指導するとともに、排水基準に違反した工場・事業場に対しては、改善命令、勧告等の措置を行っています。

生活排水処理施設整備の促進

公共用水域の汚濁負荷は、家庭などからの未処理の生活雑排水によるものが大きな原因となっていることから、県は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の効果的、効率的な整備の推進を図るため、県生活排水処理施設整備構想（生活排水処理100%計画）を平成9年3月に策定しました。また、平成16年3月の改訂以降、人口減少や高齢化、地方財政の状況等を踏まえ、それぞれの地域において最適な整備手法を選定することを主眼に検討し、平成23年3月に整備構想を改訂します。この構想を指針として、市町村は、生活排水処理施設の整備を国、県の支援を受けて推進しています。

水の汚れ（BOD）の程度



環境省ホームページ「自然にやさしい浄化槽のひみつ」より作成
(<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/index.html>)

水源環境の保全・再生

県では平成12年以来、水源環境保全・再生施策と財源のあり方について、県民や市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成17年11月に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱をもとに最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の2つからなる計画を策定しました。これを踏まえて、平成19年度から水源環境保全税（個人県民税の超過課税）を財源に、実行5か年計画に盛り込んだ事業を推進しています。

◆河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路等の整備や、河川・水路等における直接浄化対策の取組を支援しています。



生態系に配慮した水路の整備（小田原市）